

ときがわ町告示第 104 号

ときがわ町一般競争入札公告

下記のとおり郵送・事後審査方式制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、ときがわ町郵送・事後審査方式制限付一般競争入札試行要綱の規定によるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日

ときがわ町長 渡 邊 一 美



記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 別所区集会所新築工事
- (2) 工事場所 比企郡ときがわ町大字 別所 地内
- (3) 契約期間 契約確定の日 から 令和 8 年 6 月 30 日まで
- (4) 工事期間 契約期間の終期までには、完成書類の提出等を含む一切を完了させるものとする。
- (5) 工事概要 建築一式工事

2 入札の方法

郵送・事後審査方式制限付一般競争入札で行う。

入札参加資格の有無の確認は、ときがわ町郵送・事後審査方式制限付一般競争入札試行要綱に基づき、入札執行後に確認する。

3 入札（開札）の日時等

- (1) 入札（開札）日時 令和 7 年 10 月 23 日（木） 午後 1 時 30 分から
- (2) 入札（開札）場所 ときがわ町就業改善センター 2 階 就業改善相談室
ときがわ町役場本庁舎隣

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

ときがわ町郵送・事後審査方式制限付一般競争入札試行要綱第 3 条第 1 項に定め

るもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 令和7・8年度ときがわ町建設工事等指名競争入札参加者名簿（以下「参加者名簿」という。）に建築工事業において格付A又はBで登載されている者
- (2) 公告日現在有効な直近の経営事項審査の総合評定値通知書で、建築工事業の総合評定が670点以上であり、かつ、1級技術者が1人以上在籍していること。
- (3) 公告日現在、ときがわ町内を除く埼玉県内のいずれかに、本店又は契約締結の権限を有する代理人を置く支店等を有する者
- (4) 次に従い技術者を配置できる者であること。
 - ア 当該工事に対応する主任技術者又は専任の監理技術者を建設業法に従い配置できること。
 - イ 配置予定技術者は、公告日現在において3ヶ月以上継続して雇用していること。
 - ウ 入札参加資格審査申請書に添付する「当該工事に配置予定の技術者」について、配置予定技術者が確定できないときは、2名以内の候補者を定め、記載すること。
 - エ 「当該工事に配置予定の技術者」は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札後に変更することができない。

6 設計図書等の貸与・返却

設計図書、設計書、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）の貸与・返却については、次のとおりとする。

(1) 設計図書等貸与申請

設計図書等貸与申請書を、次の場所にファクシミリで提出するものとする。

- ア 提出先 ときがわ町総務課 管財担当
- イ FAX番号 0493-65-3631

(2) 受付期間

- 令和7年9月17日（水） 午前9時00分から
- 令和7年9月29日（月） 正午まで

(3) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載されたメールアドレス宛に、仕様書ダウンロードページへのアクセス手順書を送付するので、ホームページより閲覧するものとする。

(4) 返却

電子データ消去をもって返却とする。

(5) その他

設計図書等の貸与を受けない者は、当該入札に参加できない。

7 現場説明会

開催しない。

8 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関する質問及び回答は次のとおりとする。

(1) 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問を行おうとするものは、次の場所にファクシミリで提出するものとする。

ア 提出先 ときがわ町総務課 管財担当

イ FAX番号 0493-65-3631

(2) 質問受付期間

令和7年9月30日(火) 午前8時30分から午後3時00分まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年10月2日(木)までに設計図書等閲覧先のホームページに掲載する。

9 入札書の郵送方法

(1) 郵送方法

本入札では、ときがわ町郵送・事後審査方式制限付一般競争入札試行要綱第9条第2項の規定する配達日指定郵便は適用せず、所定の入札書により、一般書留又は簡易書留いずれかの方法により、指定の提出先まで郵送するものとする。(入札書郵送時の注意(封筒記入例)を参照のこと)

(2) 到着期限

令和7年10月21日(火) 午後5時00分まで

(3) 提出先

ア 郵便番号 355-0395

イ 住所 比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地

ウ 宛名 ときがわ町 政策財政課 宛

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数

再度入札は1回までとする。

(3) 入札見積書の提出

入札金額見積内訳書は入札書と一緒に必ず提出すること。

また、入札書と入札金額見積内訳書の金額に相違があった場合は、いかなる場合も入札書に記載された金額を当該入札の入札額とする。

直接工事費については、仕様書（参考資料）をコピーし、記載したものを内訳書として添付することも可とする。

(4) 違法行為の禁止

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ 同価格での最低価格入札者が2者以上あるときで、当該者が立ち会っていない場合には、改めて日時を指定し、当該者にくじを引かせ落札候補者を決定するものとする。ただし、当該者にくじを引かない者があるときは、当該契約に関係のない町職員にくじを引かせるものとする。

11 最低制限価格

設定する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金をときがわ町に納付するものとする。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、一切無効とする。

- (1) 入札書が、指定された郵送方法で提出されないもの
- (2) 郵送到着期限を過ぎて到達したもの
- (3) 入札者の押印のない入札書によるもの
- (4) 記載事項を訂正した場合（金額の訂正は無効）においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (5) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (7) 封筒及び入札書に記載すべき事項が異なる入札
- (8) 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (9) 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れたもの
- (10) 入札金額内訳書の未提出や不備があるもの
- (11) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出していないもの
- (12) 虚偽の入札参加資格申請書類を提出したもの

14 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格確認手続き

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は下記に示す書類を提出しなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格等確認資料（添付書類を含む）

15 契約の時期

落札決定後、速やかに契約を締結する。ただし、ときがわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年ときがわ町条例第 51 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決があるまでは仮契約とし、議会の議決を経たのち本契約としての効力を有するものとする。

16 契約保証金の納付

ときがわ町建設工事請負契約約款（契約保証金、前払金ありの場合）第 4 条の規定による。

17 支払条件

- （1）前金払 あり（契約金額の 40%以内とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。）
- （2）部分払等 中間前金払と部分払いは選択制とし、契約締結時に受注者が選択を行うものとする。

18 その他

- （1）提出された確認申請書は返却しない。
- （2）入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等の内容及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （3）落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

19 問合せ先

- （1）設計図書等の工事関係

ときがわ町総務課 管財担当 電話 0493-65-0401

- （2）入札事務関係

ときがわ町政策財政課 財政担当 電話 0493-65-1521

